

中小企業 いばらき

CONTENTS

クローズアップ	1
中央会ニュースダイジェスト	9
インフォメーション	10
日本列島組合最前線	13
Voice	15
中央会だより	16

May

5

2023 No.775

クローズアップ

●「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」と官公需適格組合制度について



写真 専門委員会（総合、税制・金融、労働、エネルギー・環境・工業、商業・サービス業）
（写真紹介、記事は表紙裏面ページに掲載）



表紙の紹介

中央会「令和5年度専門委員会」を開催

中央会（阿部真也会長）は5月17日、水戸市内にて令和5年度専門委員会を開き、10月11日に宮城県仙台市で開かれる「第75回中小企業団体全国大会」に提出する本県要望事項（案）を審議した。

専門委員会は会長の諮問機関として、総合、税制・金融、労働、エネルギー・環境・工業、商業・サービス業の5つの委員会を設置し、専門的に情報交換、調査、研究及び諸施策の検討等を行うことを目的で、中央会役員など37人が委員となっている。

5つの委員会では各分野の要望事項を検討し、要望案をとりまとめた。要望案は会長に答申後、関東甲信越静ブロック中央会会長会議でブロックとしての要望案を決定。全国中央会が全国の各ブ

ロックからの要望案をまとめた後、全国中央会の専門委員会、都道府県中央会の会長等で構成される特別委員会等を経て、第75回中小企業団体全国大会で要望事項を決議する。

また、同日、中央会令和5年度第1回理事会を開き、通常総会の提出議案などを審議し、承認・決定した。

【表紙写真の紹介】

- 右上 総合委員会
- 左上 税制・金融委員会
- 右中 労働委員会
- 左下 エネルギー・環境・工業委員会
- 右下 商業・サービス業委員会

「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」と 官公需適格組合制度について

官公需とは、国や独立行政法人、地方公共団体等が物品を購入する、サービスの提供を受ける、工事を発注することであり、国は、官公需における中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号（以下「官公需法」という。）」に基づき、毎年度、中小企業者向けの官公需契約目標や目標達成のための措置を内容とする「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を閣議決定することとしており、本年度の同基本方針が4月25日に閣議決定されました。

本号では、同基本方針の一部を紹介しますが、詳細は経済産業省のウェブサイトを参照してください。

(<https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230425002/20230425002.html>)

なお、本会では官公需受注を行う上で有効な制度である「官公需適格組合」を普及・拡大しており、同制度の概要についても紹介します。

官公需とは

国、公社、公団、地方公共団体や独立行政法人等（以下「国等」という。）が物品の調達や工事を発注することを「官公需」といいます。

官公需法の概要

官公需法は、中小企業基本法の理念を受け（※）、施行されました。同法の概要は以下のとおりです。

- ・国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もって中小企業の発展に資することを目的とする。（第1条）
- ・国等の発注機関は、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努め、新規中小企業者及び組合の契約を相手方として活用するよう配慮すること。（第3条）
- ・国は、中小企業向けの官公需契約目標や目標達成に向けた措置などを内容とする「国等の契約の方針」を作成し、毎年度閣議決定すること。各府省は、この基本方針に即したそれぞれの契約の方針を作成すること。（第4条・第5条）
- ・地方公共団体も国の施策に準じて必要な施策を講ずるよう努めること。（第8条）

（※）中小企業基本法第23条で「国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。」と規定しています。

令和5年度中小企業者に関する国等の契約方針

第1 中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項

1 中小企業者の受注機会の増大の意義

我が国経済は、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。こうした中で、我が国経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業・小規模事業者」という。）の受注機会の増大を図り、その事業活動の活性化を図ることが重要である。現在、政府は、中小企業における賃上げ実現に向け、生産性向上、下請取引の適正化及び価格転嫁の促進に取り組んでいるところであり、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者である中小企業・小規模事業者が最低賃金法を遵守する義務を履行できるよう配慮する必要がある。

また、政府が進める「働き方改革」にも引き続き対応していくことが求められており、官公需における発注と納入時期の平準化及び弾力化、適正な納期、工期の確保などに配慮を行い、受注者である中小企業・小規模事業者が労働時間の短縮及び労働条件の改善を行うことができるよう、特段の配慮を行うことが求められている。

さらに、東日本大震災及び令和2年7月豪雨により被災した中小企業・小規模事業者並びに新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者への更なる配慮が必要である。

国等（官公需法第2条第3項に規定する国等をいう。以下同じ。）は、地方公共団体との連携も踏まえつつ、新規中小企業者（官公需法第2条第2項に規定する新規中小企業者をいう。以下同じ。）に対する措置も含め、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に向けた一層の取組に努めるものとする。

なお、中小企業基本法（昭和38年法律第154）第3条第1項において「独立した中小企業者」を施策の対象とする旨を規定していることを踏まえ、大企業の支配下にあるいわゆる「みなし大企業」については、これを対象に含まないことに留意するものとする。

2 国等の中小企業・小規模事業者向け契約目標

国等は、各種措置を講ずること等により、国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、国等全体とし6,598億円になるよう目指すものとする。このうち、新規中小企業者の契約比率についても、前年度までの実績を上回るよう努め、引き続き、国等全体として3%以上を目指すものとし、取組を加速して着実な目標達成を図るものとする。

その上で、経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）において、スタートアップ（新規創業）が「新しい資本主義に向けた重点投資分野」の一つとされていることから、スタートアップ育成の重要性に鑑み、近い将来における新規中小企業者の契約比率の目標値の更なる引上げを視野に入れつつ、スタートアップが含まれ得る新規中小企業者の受注機会の増大に向けスタートアップ育成5か年計画（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）を踏まえ、以下の方策について取り組むものとする。

●令和5年度契約目標（比率・金額）

比率：61% 金額：5兆6,598億円

（参考）

令和4年度 目標 61% 5兆2,738億円

令和3年度 実績 50.1% 4兆6,535億円

① 国等は、少額の契約であって随意契約（以下「少額の随意契約」という。）による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえ、契約履行の支障の有無に留意しつつ、新規中小企業者を見積りに含めるよう努めるものとする。また、オープンカウンター方式により契約の見積り合わせを実施する場合には、見積り合わせに参加するスタートアップが含まれ得る新規中小企業者を更に増やすため、公示及び見積書の提出に際しては、電子調達システム、ホームページ等を通じて行うとともに、電子メール等を活用するなど電子的手段の利用に努めるものとする。

② 内閣府及び経済産業省は、スタートアップが提供可能な新技術及び新サービスに関する調査結果を踏まえて実施する情報提供について、会計・調達担当部局だけでなく、各機関の全ての内部組織に広く周知し、調達案件の掘り起こしを行う。また、各府省等と連携し、調査結果に基づき、スタートアップが提供可能な新技術及び新サービスの調達を促進させるための課題について検討する。

③ 内閣府、経済産業省等は、スタートアップの参加を容易にする観点から、例えば、一定の要件を満たすスタートアップは保有している入札参加等級よりも上位の等級の入札への参加資格を有することとする等、入札参加資格その他の政府調達手続等を見直すことを引き続き検討する。

④ 内閣府、経済産業省等は、公共調達において、中小企業技術革新制度（SBIR）における研究開発成果の調達手法と同様の仕組みによる随意契約を、高度な新技術を持ったJStartup選定企業等との間でも可能とすることを検討し、結論を得次第速やかに措置する。なお、国等は、中小企業・小規模事業者向け契約の実績金額について、各府省及び公庫等（官公需法第2条第3項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）別に、物件、工事及び役務別の情報を公表するとともに、新規中小企業者向け契約の各府省及び公庫等別の実績金額について公表するものとする。また、中小企業庁は、令和4年度の国等の官公需総実績金額に占める中小企業・小規模事業者若しくは新規中小企業者向け契約の実績金額の比率が前年度と比較して大きく低下している又は令和5年度における国等の官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者若しくは新規中小企業者向け契約目標の比率を大きく下回る機関に対し、必要に応じ、改善に向けた取

組について聴取を行うものとする。さらに、国等は、競争促進に資する新たな指標として、入札件数等の情報提供に努めるものとする。

3 各省各庁の長及び公庫等の長による契約の方針の作成及びその推進体制の整備

各省各庁の長及び公庫等の長は、官公需法第5条第1項の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（以下「国等の契約の基本方針」という。）に即して速やかに「中小企業者に関する契約の方針」を作成するとともに、同方針に定められた措置等を推進するための体制を整備するものとする。原則として、当該体制には各機関の全ての内部組織が参画することとし、特に会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

国等は、中小企業基本法第3条に掲げる基本理念に則り、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の基本方針に基づき、以下のとおり中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講ずる。その運用に際しては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、国等は、中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注となるように工夫するとともに、調達する物件等（工事及び作業その他の役務並びに物件をいう。以下同じ。）の受注を確保しようとする独立した中小企業・小規模事業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。また、国等としても、必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするという、調達における経済性の原則の重要性を踏まえつつ、契約の内容や状況等に応じた適正な予定価格の作成により物件等の発注を推進するものとする。

なお、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、消費税及び地方消費税については、その適正な転嫁を確保するとともに、人件費、原材料やエネルギーコストの上昇分について適正な転嫁を確保するものとする。併せて、東日本大震災及び令和2年7月豪雨に係る措置をとる場合も含め、世界貿易機関政府調達協定、政府調達に関する我が国の各種行動計画、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100

号）、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）、犯罪対策閣僚会議決定（平成26年12月16日）等の犯罪や非行をした者を雇用している協力雇用主に関する事項及び女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）等との整合性を確保するものとする。

さらに、国は、民営化された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に対し、国等の契約の基本方針を参考として、可能な限り、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請する。

●基本方針における新たな措置等

1. 少額の契約における電子的手段の利用
2. スタートアップに関する取組
 - (1) 調達機関に対する情報提供
 - (2) 調達手続の見直し
 - (3) J-Startup等の活用
3. その他の改正点
 - (1) インボイス制度導入に伴う対応
 - (2) 中小石油販売業者への配慮事項の明確化

1 官公需情報の提供の徹底

国等は、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、官公需に関連する情報の提供促進のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 個別発注情報の提供と説明
- (2) 官公需情報ポータルサイトによる情報提供
- (3) 中小企業基盤整備機構による情報提供
- (4) 官公需に関する相談体制の整備

2 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫

- (1) 総合評価落札方式の適切な活用
- (2) 分離・分割発注の推進
- (3) 適正な納期・工期、納入条件等の設定
- (4) 調達・契約手法の多様化における中小企業・小規模事業者への配慮
- (5) 知的財産権の取扱いの明記
- (6) 同一資格等級区分内の者による競争の確保
- (7) 中小企業官公需特定品目等に係る受注の機会の増大
- (8) 調達手続の簡素・合理化

- (9) 地方公共団体と連携した「働き方改革」に留意した発注の共有

3 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

- (1) 小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮
- (2) 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大
- (3) 地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用
- (4) 中小企業・小規模事業者の適切な評価
- (5) 中小建設業者に対する配慮
- (6) 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮
- (7) 中小石油販売業者に対する配慮
- (8) 創意工夫のある中小企業・小規模事業者の参入への配慮
- (9) 外注における地域の中小企業・小規模事業者の活用、適正な人件費確保等の周知
- (10) 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

4 ダumping防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

国等は、官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引き上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、ダumping対策の充実、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達を推進するため、適切な対策を講ずるものとする。

- (1) ダumping防止推進の周知
- (2) 適切な予定価格の作成
- (3) 低入札価格調査制度の適切な活用等
- (4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し
- (5) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応
- (6) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応

5 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、国等は、特に以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 官公需相談窓口における相談対応
- (2) 適正な納期・工期の設定及び代金の迅速な支払

- (3) 地域中小企業の適切な評価
- (4) 適切な予定価格の作成
- (5) 科学的・客観的根拠に基づく適切な契約
- (6) 官公需を通じた被災地域への支援

6 令和2年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

令和2年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、国等は、特に上記5に掲げる(1)から(4)までと同様の措置を講ずるものとする。

7 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対し、国等は、契約の着実な履行はもとより、特に以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 官公需相談窓口における相談対応
- (2) 納期・工期の柔軟な対応及び代金の迅速な支払
- (3) 最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成及び契約金額の変更
- (4) 入札参加機会の確保のための柔軟な対応
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための経費の適切な計上

8 地方公共団体への協力依頼

- (1) 国等の契約の基本方針の要請等
- (2) 国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況の公表
- (3) 連携推進体制の活用

第3 新規中小企業及び組合の活用に関する基本的事項

1 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項

国等は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るために、次の措置を強力に推進するものとする。

なお、公共工事については、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等の受注者の技術的能力等に負うところが大きいこと等の特性に鑑み、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、工事等の経験、施工状況等の評価、技術者の経験その他技術的能力を考慮し、工事の品質の確保に留意するとともに

に、入札及び契約の透明性、競争の公正性の確保等に配慮し、受注者を選定することで確保されることに留意するものとする。

- (1) 新規中小企業者への配慮
- (2) 地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮

2 組合の活用に関する基本的な事項

- (1) 事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大
- (2) 官公需適格組合の活用

第4 第1から第3までに掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

- (1) 国等の契約の基本方針の普及及び徹底等
- (2) 国等の契約の基本方針の措置状況の通知及び情報の公表

官公需適格組合制度とは

国や独立行政法人、地方公共団体等が発注する官公需の受注に対して、特に意欲があり、かつ、受注した契約は、十分に責任をもって履行できる体制が整備されている中小企業組合を、中小企業庁（茨城県の場合は、関東経済産業局）が証明するものです。

官公需適格組合は、競争参加資格審査にあたり、生産・販売高、資本金などについて組合の数値に組合員の数値を合算する総合点数の算定方法に関する特例を受けることができ、組合単独より上位の等級に格付けされます。

さらに、組合の付加価値が向上し、官公需以外の受注についても増大が期待されます。

1 対象組合

官公需適格組合証明の対象組合は、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会で共同経済事業として共同受注を行うもの及び企業組合、協業組合（以下「組合」という。）であって、定款によりその行おうとする事業について関係法令に基づく許可又は認可（登録、届出を含む。）以下同じ。）を要するものについては、当該許可又は認可を受けている組合としています。

なお、次に掲げる組合は、証明を受けることがで

きません。

- ・設立後1年を経過しない組合
- ・定款によりその行おうとする共同受注の対象事業について関係法令に基づく許可、認可、登録又は届出を要する場合には、当該許可等を受けていない組合
- ・その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の1以上が大企業又は大企業若しくはその役員から当該事業者の発行済株式総数の2分の1以上の出資を受けている等大企業からその事業活動について実質的に支配を受けていると認められる中小企業者であるもの
- ・証明を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない組合

2 証明区分

官公需適格組合の証明は、「物品納入等（物品・役務）」と「工事」に分けられています。

区分		受注対象品目等（例）
物品納入等	物品	石油製品、事務用品、家具、印刷、繊維製品等
	役務	清掃業務、調査研究、広報、システムの管理、機器等の賃貸借及び保守等
工事		建設工事、土木工事、建築工事、電気工事、管工事、造園工事等

3 証明基準

官公需適格組合の証明基準は、「物品納入等（物品・役務）」と「工事」の区分毎に、以下のとおり定められています。

(1) 物品納入等（物品・役務）

- ・組合の共同事業に関し、組合員の協調裡に円滑に行われていること
- ・官公需の受注に関し、熱心な指導者がいること
- ・事務局常勤役職員が1名以上いること
- ・共同受注担当役員が定められていること
- ・共同受注担当役員を含めた若干名をもって構成する共同受注委員会が設置されていること
- ・官公需共同受注規約が定められていること
- ・共同受注した案件に関し、役員と担当組合員が連帯して責任を負うこと
- ・共同受注した案件に関する検査体制が確立されていること
- ・共同受注体制に関し問題がないこと

- ・組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること
- ・経理的基礎又は金銭的信用の面で問題がないこと

(2) 工事

- ・「物品納入等」の証明基準を満たしていること
- ・共同受注事業を1年以上行っており、証明申請日の前1年間に於いて、相当程度の共同受注実績があること
- ・組合の定款において、組合員が自由脱退する場合の予告期間を1年としていること
- ・証明申請日の前1年間に於いて、組合と組合員とが同一の官公需の競争入札に応札したことがないこと
- ・組合独自の事務所を有していること
- ・公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、工事1件の請負代金の額が3,500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合は7,000万円）以上のものを請け負おうとする組合にあっては、常勤役職員が2名以上あり、当該役職員のうち1名以上が技術職員であること
- ・共同受注に係る工事の施工の基本方針等についての総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が設置されていること

4 証明の有効期間

官公需適格組合の証明の有効期間は3年間で、証明書に明示されます。

なお、工事に係る証明の有効期限の始期は4月1日、7月1日、10月1日、1月1日のいずれかとなります。

また、更新に係る証明を行う場合には、当該申請組合が初回に証明を受けた日から当該更新に係る証明の有効期限の始期までの継続証明期間が証明書に記入されます。

5 茨城県内の官公需適格組合

茨城県内では、11組合（令和5年3月末時点）が官公需適格組合の証明を取得し、受注活動を行っています。

組合名	区分	主な受注品目
茨城県県南造園土木協業組合	工事	造園工事、とび・土工工事等
茨城県石油業協同組合	物品	ガソリン・軽油・灯油・重油
茨城県南部生コンクリート協同組合	物品	生コンクリート
ひたちなか市ビル管理事業協同組合	役務	建物清掃
協業組合茨城中央ガス	工事	LPGガス配管工事
筑南総合建設協同組合	工事	土木一式工事、とび・土工工事等
総合開発協同組合	工事	土木一式工事、水道工事等
県西建設業協同組合	工事	土木一式工事、舗装工事等
水戸市管工事業協同組合	役務	量水器取替業務
常陸太田市管工事業協同組合	役務	量水器取替業務
筑西自動車整備協業組合	役務	自動車整備

官公需適格組合の証明を取得して受注活動を強化しませんか？

茨城県中小企業団体中央会は、「官公需受注相談センター」を設置し、新たに官公需適格組合の証明を取得しようとする組合に対して、受注環境整備や事務手続きに関する相談や官公需全般に係る各種相談に応じています。

また、官公需に係る情報提供や組合の共同受注事業活性化に向けた調査、懇談会及び研修会等も適宜実施しています。

そして、共同受注事業を実施するための事業協同組合等の設立に関するご相談にも応じています。

お気軽にご相談ください。

◆茨城県中小企業団体中央会（支援課）

TEL 029-224-8030

【官公需関連ウェブサイト】

●中小企業庁

令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針のほか、官公需施策全般の情報が掲載されています。
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju.htm>

●官公需情報ポータルサイト

国・独立行政法人、地方公共団体等がホームページ上に掲載している入札情報を検索するサイトです。
<https://www.kkj.go.jp/s/>

●全国中小企業団体中央会

官公需施策、官公需適格組合制度、共同受注事業事例集等の情報が掲載されています。
<https://www.chuokai.or.jp/index.php/unionsystem/publicdemandinformation/>